2027年度



入園のご案内

この冊子は卒園まで大切に保管ください

すべての子ども達が、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」の取組は続いていきます。

※「子ども・子育て支援新制度」とは、2012 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

も　く　じ

ごあいさつ …… 2
教育理念・教育内容 …… 2
年間行事予定 …… 2
2027 年度園児募集要項 …… 3
認定保育時間・諸経費等について …… 5
保育時間について …… 5
こども園の一日 …… 6
認定時間以外の一時預かり（みのり保育）・延長保育について …… 6
持ち物について …… 7
服装について …… 10
布団について …… 10
給食・お弁当について …… 11
送迎でのお願い・注意点 …… 12
バス通園（1・2号認定児のみ） …… 12
降園後のあそびについて …… 12
忌引きについて …… 13
園への連絡や相談 …… 13
こども園の会について …… 13
幼児教育・保育振興会について …… 13
けが・事故の対応・くすりの与薬などについて …… 13
主な学校感染症 …… 15
在籍異動・退園を希望する時 …… 16
その他 …… 16
1 号認定　満 3 歳児の保育について …… 17
2026 年度 3 号認定参考保育料 …… 18
2027 年度　名寄大谷認定こども園運営規定（案）
問合せ先・MAP …… （裏表紙）

ごあいさつ

名寄大谷認定こども園は、2015 年 4 月より国の「子ども・子育て支援新制度」の施行により「新幼保連携認定こども園」となりました。

教育・保育を一体化した園として認可されています。(認定こども園は幼稚園ではありません)0 歳～5 歳児がともに歩んでいく認定こども園です。



ともに生き　ともに育ち合う保育を目指しています。

「認定こども園」では、子どもの豊かな心の育ち・ゆとりの保育を願い、認定こども園全体としての協力体制を高め、保育教諭全員で協力し合って「ティーム保育」を行いながら、個々の持ち味を生かしたきめ細やかな指導の工夫をはかっています。また、活動内容や保育時間によってフリーの先生がかかわり、子どもの持つ力を発揮できるようこども園全体で配慮しています。

長時間保育の子どもの育ちを考え、共通の教育時間終了後は異年齢交流保育を行います。また、３号認定の子ども達につきましては、保護者の皆様と連携を取りながら、お子様の日々の成長を見届け、愛情をもって見守る保育を心がけています。〇△□ばらばらで一緒の真宗保育の願いを通し、保育者の一方的な思いの押し付けではなく、「ともに生き　ともに育ち合う」互いに育ちあう保育を実践しております。

◆年間行事予定

年間を通して楽しい行事を予定しております。
子ども達は初めての集団生活と行事を通していきいきと成長します。※以上児･･･3 歳以上　未満児･･･満 3 歳以下

◆教育理念

名寄大谷学園は、真宗保育を実践しています。

1．生命尊重
仏さまに親しみ、いのちの尊さと生きる喜びを感じとる。

2．報恩感謝
身近な自然や社会のめぐみに感謝し、明るい態度をつくる。

3．和合精進
みんな仲よくし、希望をもって正しい行いに努める。

◆教育内容

1．健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健康な心身の基礎を養う。

2．人への愛情や信頼感を育て、自立と共同の態度および道徳性の芽生えを培う。

3．自然などの身近な事象への興味を育てそれらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

4．日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養う。

5．多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにする。

4月	●入園式(3歳児及び4,5歳新入園児) ●こども園の会総会	8月	●こどもまつり	12月	●おもちつき ●お店やさんごっこ
5月	●花まつり ●保育懇談会(1 回目･以上児)	9月	●秋の遠足 ●清満寺報恩講参拝 ●保育懇談会(未満児) ●参観日(以上児)	1月	
6月	●運動会(以上児)	10月	●発表会（以上児）	2月	●参観日(以上児)
7月	●平和の集い(年長) ●スペシャルデー(年長)	11月	●わくわく発表会※1(未満児) ●保育懇談会(2 回目･以上児)	3月	●お別れ会 ●こども園の会総会 ●卒園式
※1 わくわく発表会は運動会と発表会を合わせた行事です その他：誕生会･避難訓練･交通安全こぐまクラブなどを予定しています。					

◆2027 年度　園児募集要項

保護者の希望時間により名寄市が下記の認定を行います。

1 号認定(旧幼稚園在籍)		満 3 歳児以上の教育標準認定を受けるお子さん 1 日 4 時間を標準とする年間共通教育日数３９週を下らない日数
	新 2 号認定 (旧幼稚園在籍)	上記 1 号認定のうち、就労により預かり保育を利用されるお子さん(月 48 時間以上の就労が目安) 新 2 号認定は 1 号認定に含まれますので、給食や保育時間、諸経費等は 1 号と同じです。
2 号認定(旧保育園在籍)		3 歳児～5 歳児の保育の必要な事由に該当するお子さん
3 号認定(旧保育園在籍)		0 歳児～2 歳児の保育の必要な事由に該当するお子さん
就労・出産・疾病・障がい・同居人の介護・災害・求職・就学などの為、保護者が日中保育にあたれない場合等、必要な時間に応じて名寄市が認定いたします。※8 時間を原則として、必要時間＋送迎時間を含む時間で名寄市より認定されます。		

■入園資格・募集人数

年　齢	入　園　資　格	募集人数
5 歳児	2021(R3).4.2～2022(R4).4.1 生	若干名
4 歳児	2022(R4).4.2～2023(R5).4.1 生	5 名程度
3 歳児	2023(R5).4.2～2024(R6).4.1 生	10 名程度
2 歳児	2024(R6).4.2～2025(R7).4.1 生	3 歳未満児の募集人数は、園児数と保育教諭の配置数により変動しますので、随時お問い合わせください。
1 歳児	2025(R7).4.2～2026(R8).4.1 生	
0 歳児	2026(R8).4.2～	

☆0・1・2・満 3 歳児クラスでご入園を検討されている方へ☆
- ◉当園では、0・1・2・満 3 歳児クラスでの入園式は行っておりませんが 3 歳児進級時には、新入園児入園式と一緒に 3 歳児進級式を行います。
- ◉未満児クラスは年度途中に、満年齢と育ちに応じたクラスに進級して保育を行う場合があります。

※1 号認定児が優先になります

■優先入園のご案内

本園では当学園の発展に寄与していただいた方のお子様のために「優先入園制度」を設けております。下記の優先入園の対象となる方で本園への入園を希望される方は同封の「優先入園手続きの流れ」をご覧ください。

<<優先入園対象条件>>

1 号認定での入園を希望される方で、以下のいずれかに該当される場合となります。

第１優先：在園児きょうだい又は在園経験児
第２優先：卒園児きょうだい

上記以外の理由では優先入園の対象となりませんのでご注意ください。

■入園申込受付

◉ 0～2 歳児クラス（満３含む）
受 付 日：2026 年 12 月１日
受付場所：名寄大谷こども園　第１園舎ゆうぎ室
受付時間：午前 10:30～11:00

◉ ３・４・５歳児クラス
受 付 日：2026 年 12 月１日
受付場所：名寄大谷こども園　第１園舎ゆうぎ室
受付時間：午前 9:30　時間厳守でお願いします

※清満寺駐車場をご利用の上、第１園舎玄関からお入りください。
※願書提出時に５分程お話しを聞かせていただきますので、ご協力よろしくお願いします。
※11:30 以降は第２園舎玄関からお入りください。
※受付は先着順ではございませんので、時間前に並ばれることのないようお願いします。

■受付時提出書類

≪下記の書類に必要事項を記入し提出してください≫

1.支認定申請書(名寄市様式の号数認定申請書を以て入園願いといたします)
※支給認定申請書にはご家族のマイナンバー記載が必要となりますので必ず記入お願いします。

2.家庭環境等・健康の記録
※入園申込み時までに希望在籍号数を決定してください。

新２号・2、３号認定は保育を必要とすることを証明する書類が必要です。入園が決定しましたら各様式をお渡しいたします。

■入園までの予定

【３～５歳児】
・2027 年１月　お便り郵送
・2027 年３月下旬　担任紹介お便り LINE
・2027 年４月９日　入園式 10:00～

【０～満３歳児】
・個別対応となりますので、園までお問い合わせください

※3～５歳児新入園予定者を対象にした体験保育(こども園クラブ)を予定しております。入園が決定された方には、後日お便りなどでお知らせいたします。

☆各詳細につきましては後日ご案内いたします。

◆認定保育時間・諸経費等について　※北星信金口座より引き落としとなります。

<table>
<tr><th></th><th>1 号･新 2 号認定(3～5 歳児)</th><th>2 号認定(3～5 歳児)</th><th>3 号認定(0～2 歳児)</th></tr>
<tr><td>認　定
保育時間</td><td>午前保育日　8:30～11:30
(毎週金曜日、終業式など行事日)
午後保育日　8:30～14:00
(月～木曜日)※登降園時間を含む</td><td colspan="2">標準時間認定での利用の場合　7:00～18:00

短時間認定での利用の場合　9:00～17:00</td></tr>
<tr><td>休業日</td><td>土･日･祝祭日、
夏･冬･春休業日</td><td colspan="2">日曜･祝祭日･年末年始　(名寄市の保育所に準ずる)</td></tr>
<tr><td>保育料</td><td colspan="2">2019 年 10 月より、国の保育料無償化施策に伴い、
保育料は無料となりました。</td><td>2026 年度市民税額に応じて名寄市が決定します。
(年度途中の 9 月から 2027 年度市民税額に応じて保育料が変更となり、前年度の収入により保育料がアップする場合もあります)</td></tr>
<tr><td>諸経費</td><td colspan="3">実費徴収　毎年 2,000 円
(園児保険料、お手帳代等)
※5 月の保育料と一緒に振替となります。転勤などにより入園できなかった場合は振替いたしません。
※その他、行事により経費を別途徴収いたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給食費
(自園完全給食)</td><td>月額　2,750　円
内　主食費　　600 円
　　副食費　2,150 円
週 3 回　完全給食
※新 2 号認定の方は上記と同様の『月額 2,750 円』か、月～金曜日及び夏･冬･春休みに給食を希望される場合『月額 7,000 円』のどちらか選択可能です。
※物価高騰により給食費を改定せざるを得ない場合はお知らせいたします。</td><td>月額　7,000　円
内　主食費　1,500 円
　　副食費　5,500 円
週 5 回　完全給食
※土曜日も給食を希望される場合は月額 7,500 円
※学期中、夏･冬･春休業を通して毎週月･土曜日にお弁当を持参いただける場合は月額 5,500 円
※物価高騰により給食費を改定せざるを得ない場合はお知らせいたします。</td><td rowspan="2">月額　0 円
(主食･副食費ともに国基準の保育料に含まれます)</td></tr>
<tr><td colspan="2">1･2 号認定の給食費のうち副食費は、多子世帯及び世帯の所得によっては免除対象となる場合があります。免除となる場合には、名寄市より別途通知されます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">■預かり･延長保育
★詳細は P.6 参照（別途有料）
★新 2 号認定は、預かり保育利用日 1 日あたり 490 円まで無料

■その他
★1 号認定満 3 歳児入園の詳細については P.17 参照
★3 号認定の保育料の詳細は P.18 参照
★保育料等の引落しは毎月 13 日（13 日が土日祝祭日の場合は、信金の翌営業日が引落日）</td></tr>
</table>

◆保育時間について

○就労による保育時間は、就労証明書に記載されている時間に通勤時間を合わせた時間となります。

○園児の人数及び保育時間に合わせ、保育者の人員を配置しておりますので、安全な保育を行うためにも年度途中での保育時間変更はお受けできない状況です。保護者の方にはご不便をおかけすることもございますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

○産前産後・育児休暇等で保育をご利用する方には、保育時間のご協力をいただいておりますのでご了承ください。

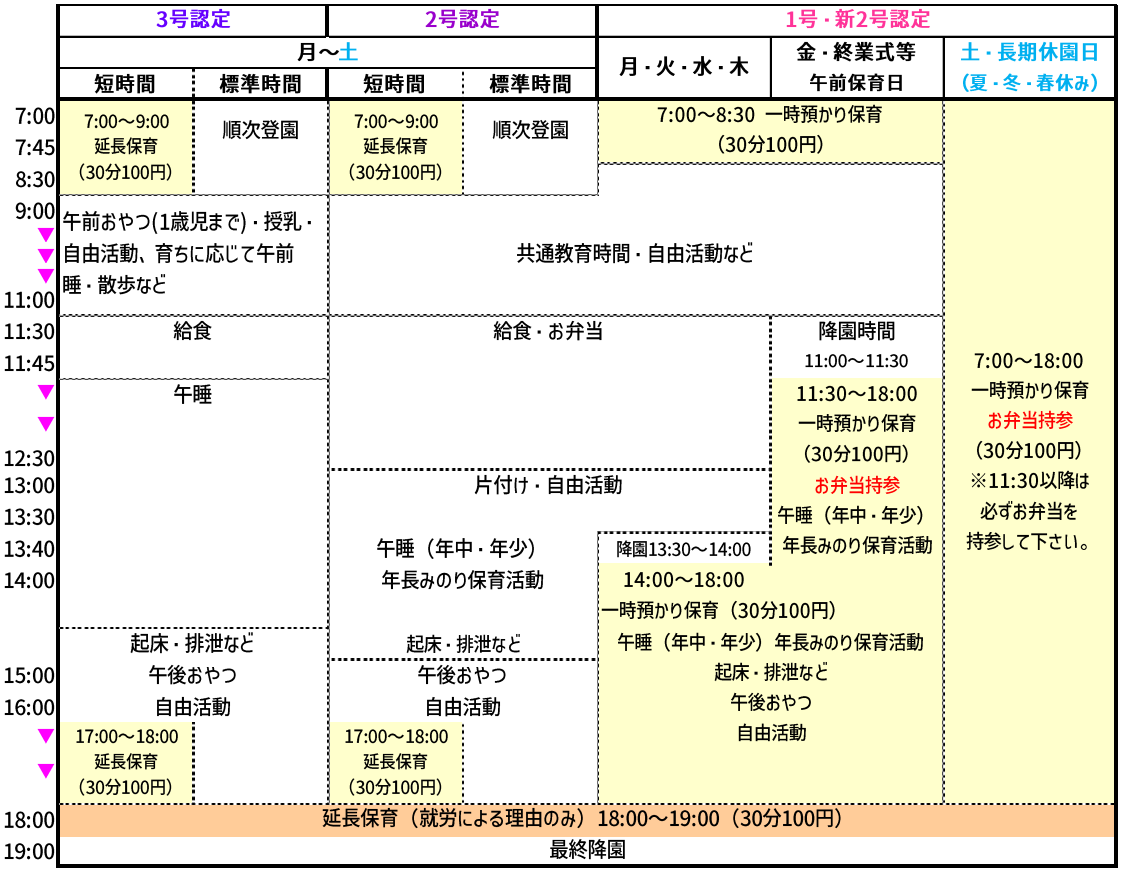
○1 号認定児は園生活に慣れるため入園後 2 週間は午前保育、4 月 26 日からは午後保育ですが、4 月 28 日までお弁当のご協力をお願い致します。また、毎週金曜日・始業式・終業式も午前保育になります。

○2･3 号認定児も入園時には慣らし保育期間を 2 週間ほど設けています。お子さんの保育の経験状況や保護者の方の就労状況に応じて、担任と相談のうえ慣らし保育期間・保育時間などを決定します。

○年度途中で入園となる場合は入園時に慣らし保育期間があります。担任と相談のうえ保育時間などを決定します。

◆こども園の一日

※下図の色つき部分は預かり保育となり、別途有料となります。



◆認定時間以外の一時預かり（みのり保育）・延長保育について

一時預かり保育(以下みのり保育)では、基本保育時間外に様々な活動を通して異年齢交流保育を行います。保護者の就労、介護、きょうだいの学校行事などで預かりが必要な場合にご利用ください。延長保育は就労の場合のみ 30 分 100 円でお預かりしていますが、事前登録が必要となりますので、希望者は園職員までお申し出ください。

※みのり保育のご利用は、就労の方が優先となります。また、2026 年度 11 月時点では、就労によるご利用であっても全体の利用人数によっては、利用時間や日数などご相談させていただくことがある状態です。
2027 年度のみのり保育も 2026 年度と同程度の利用人数が予想されております。今後新規にお仕事を開始され、みのり保育の利用を希望された際に、希望利用時間や日数によってはお受けできない場合がありますので予めご了承ください。

1）入園式までのご利用について

春休業及び入園式(4/1～4/9)は、1 号・新 2 号認定で保育未経験のお子さんは原則お預かりすることができません。

2）土曜行事日のご利用について

運動会や発表会などの土曜行事日は、お子さんの体力やその日の体調などを考慮し、みのり保育は基本的にお休みとさせていただきます。どうしてもご都合がつかない場合には個別に対応いたしますので、園までご相談ください。

3）申込み方法

みのり保育登録希望者には、保護者の方の携帯電話から登降園・預かり保育管理システムを利用し予定を入力していただきます。当日の申し込みもお受けしますが、利用人数やおやつ準備などの都合上、緊急時以外はお断りさせていただく場合があります。

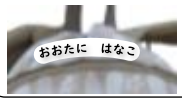
4）みのり保育中の一時降園・再登園について

みのり保育中に、通院やきょうだいの小中学校行事などで一度降園し、その後再登園して再びみのり保育を利用する場合にも、その日最後にお迎えに来た際の時間で預かり料金が計算されますのでご了承ください。

5）おやつについて

みのり保育のおやつは栄養士が年齢別に量やカロリーを計算して提供しています。園舎玄関に当日のメニューを展示しますので、どうぞご覧ください。献立表にもメニューを載せています。

◆持ち物について（全ての持ち物にフルネームで記名してください）

■０歳児・１歳児		
	紙・布おむつ	１日６枚程度 おむつの前側に記名をお願いします。 また、朝登園時に履いている紙おむつにも記名してください。
	おしりふき	記名をお願いします。
	汗ふきタオル	「かけひも」が付いているものだと進級後も使えます。 (30 ㎝×30 ㎝くらいの物)
	着替えセット(２～３組)	服、ズボン、靴下、シャツを持って来てください。 着脱しやすいものにしてください。 フードのついた服は首元が絞まる危険があるためお控えください。 下着や靴下にも記名してください。
＊＊＊＊＊	帽子	「あごひも」と「かけひも」をつけてください。形は自由です。
	通園用リュック  氏名記入例	市販のもので結構です。 園で汚れた衣類等を入れます。 毎日持参してください。 リュックの方はリュック上部にわかりやすく記名をお願いします。
＊＊＊＊＊	午睡用布団	P.10　参照してください。
※冷凍母乳について 保護者の方がご希望される場合は冷凍母乳をお預かりします。搾乳後１週間以内の母乳を調理室の冷凍庫でお預かりします。 詳細は面接時にお伝えします。		

※0・1 歳児は上靴は使用しません。

外靴はつかまり立ちができるお子さんは必要になりますので、ご用意ください。

※P.9 下部の注意事項も確認してください。

■ 2 歳児・満 3 歳児クラス		
	布バック	縦 30×横 40 ㎝くらい。作品や荷物などを持ち帰る際に使用します。名前はバックの外側に大きくつけてください。 市販のもので結構です。
	紙おむつ	1 日 5 枚程度(トレーニングの状況により個々にお伝えします) おむつの前側に記名をお願いします。 また、朝登園時に履いている紙おむつにも記名してください。
	おしりふき	必要に応じて 持参する際は記名をお願いします。
	着替えセット(2～3 組)	服、ズボン、靴下、シャツを袋に入れてご用意ください。 ※"パンツ"はお子さんの成長に合わせて担任とご相談ください。 下着や靴下にも記名してください。
＊＊＊＊＊	帽子	「あごひも」と「かけひも」をつけてください。形は自由です。
	汗ふきタオル	ロッカーにかけられるよう「かけひも」をつけてください。 (30 ㎝×30 ㎝くらいの物)
	通園用リュック  氏名記入例	斜めがけかばん禁止。 底のしっかりしているもの。 ズレ落ちを防止するフロントストラップ付のものだとなお良いです。
＊＊＊＊＊	午睡用布団	P.10　参照してください。
	ハンカチ	必ず記名してください。
	水飲みコップ、コップ袋	プラスチック等割れにくいものであること。毎日必ず持たせてください。

※2 歳児の上靴は必要になりましたら担任より声掛けいたしますので、お待ちください。

	上靴（まだ購入せず、お待ちください）  氏名記入例	左の写真のような白い靴（ゴム底も白いもの）でお願いします。色がついていない真っ白のものに限ります。バレーシューズだと足の形に合わないお子さんが多くみられています。 必ずフルネームで記名してください。 試着してお子さんの足に合うものを購入してください。 上靴・外靴共に、ひも靴×、サンダル×、デコパージュ× マジックテープ○

※P.9 下部の注意事項も確認してください。

■ 3～5歳児クラス

	上靴  氏名記入例	左の写真のような白い靴（ゴム底も白いもの）でお願いします。色がついていない真っ白のものに限ります。バレーシューズだと足の形に合わないお子さんが多くみられています。 必ずフルネームで記名してください。 試着してお子さんの足に合うものを購入してください。 上靴・外靴共に、ひも靴×、サンダル×、デコパージュ× マジックテープ○
	通園用リュック  氏名記入例	外側に出席カード（13×16 ㎝）が入る大きさで、ふたのあるポケットがついたもの。斜めがけかばん禁止。底のしっかりしているもの。ズレ落ちを防止するフロントストラップ付のものだとなお良いです。 リュック上部にわかりやすく記名をお願いします。
	布バック	縦 30×横 40 ㎝くらい。作品や荷物などを持ち帰る際に使用します。名前はバックの外側に大きくつけてください。 市販のもので結構です。
	登降園・活動時用 カラー帽子（クラス別）	全員購入となります。入園式に一斉配布し、5 月の保育料引き落とし時に代金を徴収します。登降園・活動時に使用します。
	水飲みコップ、コップ袋	プラスチック等割れにくいものであること。毎日必ず持たせてください。
	汗ふきタオル	ロッカーにかけられるよう「かけひも」をつけてください。 (30 ㎝×30 ㎝くらいの物)
	着替えセット	服、ズボン、シャツ、パンツ、靴下を袋に入れてご用意ください。 下着や靴下にも記名してください。
	ハンカチ	必ず記名してください。

☆注意事項☆

1. すべての持ち物にフルネームで記名をしてください。
2. キーホルダーは破損や衛生面上、お控えください。
3. 上記の持ちもの以外にも、季節に応じてカッパなどご用意をお願いすることがあります。事前にクラスだよりなどでお知らせしますので、ご用意をお願いします。

◆服装について

※服装や髪飾りなど保育に支障が生じたり、危険と判断した場合は個別に声をかけさせていただきます。

1. 制服はありません。
2. 上着には必ず「かけひも」を付け、ロッカーにかけられるようにしてください。
3. 裏起毛の服は園舎を温かくしていますのでお控えください。
4. マニキュアや頭髪へのカラーリング・パーマなど、子どもの体に影響を及ぼす可能性のあるものはお控えください。
5. 上靴については P.7～9『持ち物について』のページをお読みください。靴底に色がついていますと園舎の床に色がつきますので厳禁といたします。

子どもたちが活動しやすい服装　(例)　汚れてもよい服/自分で着脱しやすい服/脱ぎ履きしやすい外靴/等

◆布団について（０～４歳児）

0～2歳児は全員、3・4 歳児はクラス活動後の保育を利用されるお子さんは、体調や年齢に応じた時間で午睡を行い、休息をとります。

【0～2歳児】

・布団の準備は必要ありません。午睡専用の敷布団を園で用意してありますのでご家庭からの持ち込みはご遠慮ください。
・敷布団には名札をつけ一年間の完全個別使用とします。
・敷布団洗濯などのメンテナンス代として年度初めに 1.000 円のご負担をお願いします。
その他必要に応じて随時洗濯・クリーニングを行います。
・敷布団に掛ける敷布団パット（120×70前後で四隅にズレ防止のゴムのついているもの。
3歳児に進級後もコットに使用できます）とお子さんの体の大きさに合った掛物（バスタオル・ハーフケットなど）はご家庭でご用意をお願いします。大きく記名をしてください。



【3～4歳児】

・敷布団は不要です。おひるねベッド「コット」を使用します。
・実費負担はありません。
・コットは名前シールを貼り一年間の完全個別使用とします。
・コットのサイズは縦１３４×横６０×高さ１２．３です。コット専用シーツまたはサイズが合えばご家庭にある敷布団パットをご持参ください。0～2 歳児で使用した敷パットでも十分使用可能です。コットに合う敷パットのご用意をお願いします。
・お子さんの体の大きさに合った掛物（バスタオル・ハーフケットなど）はご家庭でご用意をお願いします。大きく記名をしてください。

【共通】

・敷布団パット、掛物、それを入れる袋には大きくわかりやすく記名をお願いします。
・敷布団パットと掛物が園から戻ってきましたら洗濯をして使用日にはお持ちください。



コット専用シーツ

◆給食（自園完全給食）・お弁当について

1号認定　給食5月6日開始予定

名寄大谷こども園では専任の栄養士が子どもの成長を考え、偏った食にならないよう配慮した献立を作成しています。また食の大切さを菜園体験・給食の献立立案などを通して学び、食育給食を行っています。

1号認定の方は週1回お弁当を持参していただくことになりますが、菓子パン、コンビニのお弁当などを、そのまま持たせることのないように栄養面でもご配慮ください。

■お弁当・給食実施曜日

		月	火	水	木	金	土
1号認定(給食費 2,750円)		お弁当	給食	給食	給食	午前保育日	
2号認定	(給食費 5,500円)	お弁当	給食	給食	給食	給食	お弁当
	(給食費 7,000円)	給食	給食	給食	給食	給食	お弁当
	(給食費 7,500円)	給食	給食	給食	給食	給食	給食
3号認定(週6回給食)		給食	給食	給食	給食	給食	給食

※満3歳児は月～木曜日は給食です
（金曜日は午前保育）詳細はP.17参照

※新2号認定の方は
←こちらを選ぶことも可能です。

※アレルギー特別食の提供について※

名寄大谷こども園では、食物アレルギーによる食事制限が必要なお子さんにも園給食での除去食・代替食対応を行っております。（提供には事前に主治医意見書など、書類の提出が必要となりますので、園職員までお申し出ください）

※お子さんのアレルギー除去品目が多種にわたる場合には、園で対応できないこともありますのでご了承ください。（その場合には保護者の方とご相談のうえ、お弁当や代替品を持参していただく形になります）

■給食の際の持ち物

・0～1歳児・・・特になし（必要な物は園で用意します）

・2～満3歳児・・・当初は特になし。進級が近くなりましたら担任よりお知らせいたします。

・3～5歳児・・・はしセット・袋（はしセット入れ）



袋	洗濯ができ、しまいやすいもの。
はしセット	はしは転がりにくいものが良いです。 ※スプーン、フォークは口に入れる部分が金属製のものでお願いします。プラスチック製だと欠けることがあります。

▽3～5歳児給食の一例

こどもの日



・こいのぼりハンバーグ
・ブロッコリーの和風サラダ
・わかめのスープ
・ごはん
・いちご

こどもまつり



・ソース焼きそば
・たこ焼き
・キャラクターウインナー
・フライドポテト
・胡瓜の浅漬け
・ぶどうシャーベット

■お弁当の際の持ち物（1・2号認定児）







袋	洗濯ができ、しまいやすいもの。
はしセット	はしは転がりにくいものが良いです。 ※スプーン、フォークは口に入れる部分が金属製のものでお願いします。プラスチック製だと欠けることがあります。
お弁当	お弁当箱はお子さんが扱いやすいものにしてください。

※お弁当は必ず登園時から持たせてください。

※昼食の際はお茶が出ますので、ジュース等の飲み物は持たせないでください。(お茶用のコップは園で用意します)

お弁当を忘れてしまった場合は、ご家庭に園から連絡をしますので、園まで届けてください。

→その他詳細はお弁当が始まる前にお知らせいたします。

◆送迎でのお願い・注意点

1. 園児の送迎は原則保護者が行ってください。送迎の際は必ずお子さんの手を引いて、事故のないようにお願いします。
2. 保護者以外の方が送迎を行う場合や送迎時間の変更などがある場合は、事前に園までお知らせください。
   (未成年者のきょうだいのお迎えはお断りしています。)
3. 送迎の時間帯を狙った盗難があります。車から離れる場合はわずかな時間でも貴重品を車内に置かず鍵をかけましょう。また、事故防止のため車は路上駐車ではなく、駐車場に停めてください。
4. 保育時間中は、安全対策により玄関は施錠しています。早退の場合など降園時間外のお迎えは玄関チャイムを鳴らしてください。
5. 正面玄関前、交差点付近は駐車禁止です。
6. 登降園時のタブレット入力をお願いします。

■ 1号認定の方へ

○天候、道路事情の悪い日(雨・強風・吹雪の日)は、通常の降園時間より早いお迎えをお願いすることがあります。(悪天候によりバスが運行できない場合はバス通園児もお迎えとなります)その際はラインによる連絡網で一斉に通知を行いますので、必ず内容をご確認ください。

○降園時間に間に合わない場合の料金につきましては、P.6 をご覧ください。

◆バス通園（1・2 号認定児のみ）

3 号認定児は登降園に通園バスを利用することはできませんが、満3歳以上児につきましては戸外保育の一環として乗車することがあります。

1. 料金
   ・1 期（4 月～7 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11，500 円
   ・2 期（8 月～11 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11，500 円
   ・3 期（12 月～3 月・冬期料金）・・・・・・・・・・ 15，000 円

バス代には、バスリース代が含まれているため、園閉鎖や途中で利用しなくなった場合なども返金は出来ませんのでご了承ください。

※申込みは原則年に3回です。2 月・6 月・10 月に申し込みのお知らせをいたします。
片道のみ利用の割引はありません。


汽車バス

2. 運行時間　　登園時　7：50～9：00
   降園時（午前保育）11：30～12：30
   降園時（午後保育）14：00～15：00

※上記運行時間は、乗車希望人数によって変更があります。

○バスに乗車しない方は7：45までに連絡をお願いします。
○保護者はバス停までの送迎を必ず実行してください。
○運行ルートは利用申し込みをもとに園で設定します。時間帯の指定はできませんのでご了承ください。
○交通事情、ルートによって、ご自宅前にバス停を設けることが出来ない場合もあります。また、風連、中名寄、砺波、曙地区など遠方の運行は行っておりませんのでご了承ください。
○学期途中の引越しなどに伴うバス停の変更は対応できない場合があります。
○1 号認定満 3 歳児につきましては、お子さんの体力面などを考慮し通園バスのご利用は基本的にお受けしておりません。

◆降園後のあそびについて

1. 降園後は、必ず保護者が付き添って行動してください。（不審者や事故からお子さんを守るために必ずお守りください）
2. 公園などで保護者が付き添ってあそぶ際も、目の届かない場所や危険な場所に子ども同士で絶対行かないようにご注意ください。
3. 子どもだけで行動しているところを見かけた際は、園からご連絡を差し上げる場合があります。
4. 降園後の園庭開放は行っておりません。

◆忌引きについて

1. 下記の場合は欠席になりませんので、担任又は園まで連絡をお願いします。
   ◉父母死亡の場合7日
   ◉祖父母・兄弟・姉妹3日
   ◉曾祖父母・伯叔父母1日
   ※お子さんからみてどなたになるのか、お知らせください。

◆園への連絡や相談

1. 園を欠席したり、登降園時間が変更になる場合はご連絡ください。(満 3 歳児以上は 9 時以降の登園は遅刻になります。) 3 歳未満児はより細やかな保育を行えるよう、その日の登園人数・登降園時間に応じてパート保育教諭を配置していますので、7 時 45 分までにご連絡ください。
2. お子さんの様子など、心配なことがありましたら何でもご相談ください。(保育時間中、担任は電話に出ることができません。担任と直接お話を希望される場合は、共通教育時間外の夕方にお願いします。緊急の場合は園長・事務にお伝えください。)
3. 住所・電話番号・携帯番号・勤務状況・家族構成等に変更があった場合は担任までお知らせください。
4. 2・3 号認定の方は家族構成等に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので速やかに申し出てください。

◆こども園の会について

「こども園の会」は、保護者の皆様と教職員で組織しています。

1. 入園後は、「こども園の会」に入会して行事に参加していただきます。(職員も入会し、一緒に活動を行います)
2. 会費は1人年間 5,400 円（予定）となっております。(年 3 期にわけて納入していただきます。年度途中で入園される方については、都度相談のうえ納入いただく金額をお伝えいたします)
   ※2027 年度会費は4月に行われる保護者会総会で決定されます。
3. 年度初めにこども園の会行事のお手伝いに関する案内が配布されます。1年間に1回程度のお手伝いをお願いしており、事前希望をとりますのでご協力ください。

◆幼児教育・保育振興会について

「幼児教育・保育振興会」は、名寄市内の私立幼児教育・保育施設の保護者が、園児のために協力し運営していく会です。

1.会費は毎年、総会にて決定されます。2026 年度は 1 戸 100 円の会費でした。

◆けが・事故・くすりの与薬などについて

こども園では、職員全体で安全面には十分気を配っておりますが、保育中の万が一の事故に備えAIG 認定こども園保険に加入しています。

けが・事故が発生した場合、原則次のとおり対応いたします。

① 緊急性があるケガ、虫刺されの場合は救急車を要請する場合があります。
② けがの応急処置をする。
③ 保護者に連絡をし、受診していただく。（状況に応じて職員が引率する場合もあります）
   ただし、軽傷と判断されるすり傷、切り傷、打撲などのけがにつきましては、園内で処置をし、お迎え時または電話でご連絡いたします。
④ くすりの与薬について（市販薬はお預かりしません）
   保育施設の与薬は医療行為となるため極力避けることが望ましいとされています。誤飲など事故防止のため受診の際に 1 日 3 回の与薬を朝夕の 2 回に調整していただきますようお願いします。

特別な事情があり園での与薬が必要な場合

・医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書」「薬剤情報提供書」を添付し登園時に1日分ずつ保護者から職員へ手渡ししてください（カバンに入れての登園はおやめください）
・服薬期間は「薬剤情報提供書」と相違ないようにご注意ください。
・ご家庭でのみ服薬している場合も園にお知らせください。万が一園から医療機関へ搬送した場合に薬品名が必要になります。

※解熱鎮痛剤（座薬）を使用しての登園は厳禁とします。解熱鎮痛剤の効果の持続時間は 4～6 時間とされています。前日の夜に使用した場合は登園可能ですが、当日の朝に使用した場合は登園できません。解熱鎮痛剤成分を含む薬も対象となりますので、ご確認下さい。

※解熱鎮痛剤成分（アセトアミノフェン）が含まれている薬の例

・座薬　・カロナール　・小児用バファリン
・ムヒのこどもかぜシロップ　・ムヒのこどもかぜ顆粒　など

解熱剤を服用して登園し、正確な熱がわからず、死亡事故が発生した事案が報告されていますので、薬服用の際は必ず成分の確認をお願いします。

○朝の健康観察をしましょう

★次のような場合は集団生活に支障がないかご確認ください。いつもと違う様子がある場合は登園時にお知らせください。

・いつもより熱がある

※発熱（37.5℃以上）している場合及び、解熱後 24 時間経過するまでは登園できません。

・夜泣きをしたり、寝付きが悪かったり熟睡していない
・体に発疹が出ている(感染症の場合があります)
・顔色が優れず、グズグズしている　・朝、なかなか起きない
・嘔吐、下痢をしている　・食欲がない
・目の充血、腫れがある

○保育中に発熱したり、具合が悪くなったとき

・保育中、お子さんの健康状態(発熱、機嫌、顔色、食欲、せき、鼻水、下痢、嘔吐、全身性の発疹など)から判断して、お迎えのお願いを連絡させていただくことがあります。就労されている保護者の方には、職場にご連絡させていただく場合もあります。お子さんの体調や健康状態を考慮して対応させていただきたいと思いますので、**迅速にお迎えに来ていただくようご協力をお願いいたします。**
・感染症が疑われる場合も同様です。集団感染をさけるため、医師の診察をお願いする場合があります。

※緊急の連絡先が変わった場合は、すぐに園までお知らせください。

○園で汚れてしまった(嘔吐物等)衣類について

・園では、感染性胃腸炎などの流行・拡大を防ぐために、嘔吐物等で汚れた衣類は、ピューラックスに浸した状態で持ち帰りいただき、ご家庭で洗濯をお願いしていますのでご協力をお願いいたします。

※ピューラックスは、次亜塩素酸ナトリウム 6%を成分とする医薬品の殺菌消毒剤です。ピューラックスの特性により、衣類の脱色や繊維の劣化が生じる場合があります。登園の際は、その点を踏まえてお子さんの衣類を選んでください。

○学校感染症について

・集団生活の場であるこども園では、いろいろな感染症が流行する事があります。学校感染症に罹った場合は「出席停止」となります。必ず病院で診察を受けて下さい。
それぞれの病気によって出席停止期間が異なります。(出席停止の場合は欠席扱いにはなりません。)
・感染症拡大予防のため、ご家族の方で感染症に罹った方がいる場合はお知らせください。

※学校感染症については、裏面をご参照ください。

主な学校感染症

もしかかったら、園はお休みして下さい

お子さんが学校感染症に罹った場合は、医師の許可がでるまでは登園できません。自宅で療養し、治ってから登園してください(学校感染症による欠席は、学校保健安全法で定められた『出席停止』となり、欠席扱いにはなりません。)

※学校保健安全法施行規則、日本小児科学会「学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説」より引用

上記の期間以外でも、お子様の病状により、登園につきましてご相談させていただくことがあります。

病 名	主要症状	出席停止期間または処置、注意事項等
インフルエンザ	高熱・関節痛・鼻・のど・気管支の炎症	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）」を経過するまで
麻疹(はしか)	鼻水・目やに・発熱・発疹、粘膜のカタル症状	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発熱(中程度)・発疹・リンパの腫れ・ カタル症状(麻疹より軽い)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	発熱(軽～中程度) 発疹⇒水泡⇒かさぶた	すべての発疹が痂皮化（かさぶた状）するまで
流行性耳下腺炎	発熱・耳の下から顎にかけての腫れと圧痛	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	熱は無い・頑固で強い咳(夜に多く出る)	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜熱 (プール熱、アデノウイルス)	発熱・のどの痛み・目やに・結膜の充血・なみだ	主要症状が消退した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	下痢・激しい腹痛・発熱・嘔吐・嘔気	有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。無症状病原体保有者の場合には、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の子どもは出席停止の必要はない。5 歳未満の子どもでは 2 回以上連続で便培養が陰性になれば登園してよい。
流行性角結膜炎	結膜の充血・なみだ・瞼の腫れ・瞳孔に点状の混濁	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。なお、ウイルスは便中に 1 か月程度排泄されることもあるので、手洗いを励行する。
急性出血性結膜炎	初期に激しい目の痛み・なみだ・瞼の腫れ・結膜の充血	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。登園を再開しても、手洗いを励行する。
溶連菌感染症	発熱・発疹・のどの痛み(扁桃腺の肥大・イチゴ舌)	適切な抗菌薬による治療開始後24時間以内に感染力はなくなるため、それ以降、登園は可能である。
伝染性紅斑	発熱(軽～中程度)・頬がリンゴのように赤くなる・痒み	発疹期には感染力はほとんど消失しているので、発疹のみで全身状態のよい者は登園可能である。
ヘルパンギーナ	発熱・喉の炎症・口内に発疹・水疱	本人の全身状態が安定している場合は登園可能である。 ただし、手洗い（特に排便後）を励行する。
マイコプラズマ感染症	発熱・頑固な咳・胸痛・肺炎	発熱や激しい咳が治まり、全身状態のよい者は登園可能である。
流行性嘔吐下痢症 (ノロウィルス、ロタウイルス等)	嘔吐・下痢・発熱	症状のある間が主なウイルスの排泄期間なので、下痢、嘔吐症状が消失した後、全身状態のよい者は登園可能であるが、手洗いを励行する。
手足口病	手のひら、足の裏、口の中に発疹・水疱	本人の全身状態が安定しており、発熱がなく、口腔内の水 疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれる場合は登園可能である。ただし、手洗 い（特に排便後）を励行する。
新型コロナウイルス感染症	発熱・空咳・息切れ・肺炎	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

◆在籍異動・退園を希望する時

1. 就職活動・在籍異動・退園を希望する時は、1カ月前までにご相談下さい。
2. 変更等希望の際は必ずこども園職員にお声をおかけください。
3. 給食費の日割り計算は基本的にありませんのでご了承ください。

◆その他

1. 園で得た、名寄大谷こども園・他園児・職員等の情報に関し、許可なく公の場やインターネット上などで公開することや、誹謗中傷となるような発信は禁止させていただいております。

2. 園や職員に対するご意見やご要望などは、理事長・園長までお声がけください。また、第1・第2園舎玄関に「ご意見・ご要望・ご質問用紙」を設置しておりますので、ご記入された用紙を、両玄関に設置されているアンケートボックスに投函いただく形でも受付が可能です。皆様からいただいたお声には、必要に応じて当園の第三者委員と連携し意見・指導を受けるとともに、園全体で検討を行い、後日園だよりなどで回答をお知らせいたします。

3. 家庭環境・健康の記録等の入園関係書類は園が責任を持って保管いたします。

4. 園ホームページや冊子等に保育中の活動写真を掲載することがあります。また園以外にも名寄市のホームページなどに活動の様子が掲載される場合があります。お子さんの写真を非公開希望の方は、園までご連絡ください。

5. お子様の成長に関しまして、保健師、市役所ぽっけと連携して相談・情報提供を行っています。
   また「特別児童扶養手当」や「療育手帳」をお持ちの方、園在籍中に該当となった場合には園まで必ずお知らせいただきたいと思います。お子様の健やかな育ちを見守るために園全体で配慮していきたく思いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

6. インフルエンザ流行などの場合、園閉鎖措置の対応をとらせていただきます。

7. 園からのご家庭への連絡は、電話のほか携帯電話へのラインを利用しています。

8. 園行事で写真を撮影することがあり、希望者は購入することができます。インターネットの写真購入システム「みんなの写真屋さん」を導入しています。ご家庭で携帯電話・パソコンからご登録していただき、購入する形となっています。

9. トラブルの原因となりますので、園内にてお友達同士で私物を交換したり、プレゼントをしたりしないようご配慮ください。

◆１号認定　満３歳児の保育について

こども園では個々の成長を見守りながら養護の行き届いた保育を心がけていきます

1.入園日および対象児

2024(R6)年４月２日～2025(R7)年４月１日生

＊満3歳の誕生日翌日より入園可能。(※在園児の場合、誕生日翌月１日より満3歳1号認定に在籍異動可能です)

＊3 歳進級時に原則として２号への号数変更は出来ません。(ご相談ください)

2.募集について

定員に空きのある場合随時(誕生日に達している入園希望児が複数名いる場合は、申し込み順となります)

＊入園希望の方は事前に本園所定の入園願書を提出ください。

＊下記にもある通り、２歳児クラス在籍となり、３号認定２歳児のお子さんと一緒に活動を行います。クラス定員に空きが出た際は、待機登録されている方のうち

①3 号認定２歳児待機のお子さん(旧保育園在籍。就労などにより保育を必要とするお子さん)

②1 号認定満３歳児待機のお子さん(旧幼稚園在籍。1日４時間を基準とする共通教育時間内の保育を希望されるお子さん)

の順に入園のご案内をさせていただく形となりますので予めご了承ください。

3.クラスについて

２歳児こりす組となります。人数や配置可能な職員の人数によっては年度途中に満3歳児クラスを開設する場合もあります。

4.納付金

科目	金額	備考
諸経費	2,000 円 （入園、進級時）	園児保険料等
保育料	－	2019 年 10 月より、国の教育・保育無償化施策により１号認定保育料は無料となりました。
預かり保育料	30 分 100 円	基本的に保護者の方の就労による利用が優先となります。 ご家族の急病など、どうしても保育が必要な場合にはご相談のうえお受けすることも可能ですので、その場合には担任までお申し出ください。
給食費 (自園完全給食)	3,500 円 （月額）	内 主食費　750 円　副食費　2,750 円 ◉月～木の週 4 回のみ給食を利用し、金・土(他午前保育日)や長期休みには預かり保育を利用せず、給食も利用しない方
	※預かり保育を利用する方 7,000 円（月額）	内 主食費　1,500 円　副食費　5,500 円 ◉月～木の週 4 回の他、金・土や長期休みに預かり保育を利用し、給食を利用する場合のある方
こども園の会会費	450 円 （月額）	年額 5,400 円(予定)を年３期に分けて納入。 ※正式な金額は４月のこども園の会総会にて決定します (途中入園については都度相談のうえ納入額を決定)

5.保育時間について

入園当初はお子さんの様子を見ながら、慣らし保育を行います。

曜日	金・その他※1(午前保育)	月・火・水・木(午後保育)
保育時間	8 時 30 分～11 時 30 分	8 時 30 分～14 時
＊満３歳児の登園・降園は第２園舎玄関からお願いします＊		
登園	8 時 30 分～9 時の間に園舎内保育室まで保護者が付き添い送ってください。 (入園後は慣らし保育期間もあり、上記登園時間から変更となる場合もあります。詳細は入園時に担任よりお伝えします)	
お迎え時間	11 時 10 分～11 時 15 分の間	13 時 30 分～13 時 35 分の間
給食	なし	あり

※１…４月中、始業式、終業式など（３～５歳児の１号認定在籍児と同じ扱いになります）
預かり保育を利用される方は、お迎え時間等、別途ご相談ください。

6.行事について

満3歳児のお子さんにつきましては、日常の保育状況や年齢にあわせた内容を考慮し、行事は３歳未満児と一緒に行います。（3～5歳児の運動会、発表会には参加しません）

保育料の決定方法及び金額一覧

保育料は世帯の市民税所得割課税合算額に応じて決定されます（4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは当該年度の課税額により判定します）。
名寄市の保育料一覧は次のとおりです。

名寄市保育料一覧表（3号認定）

階層	推定年収	定義	3歳未満児	
			標準時間	短時間
A	―	生活保護世帯	0円	0円
B	～260万円	住民税非課税世帯 (所得割非課税世帯も含む)	0円	0円
C	～330万円	所得割課税額　48,600円未満	19,500円	19,100円
D1	～400万円	所得割課税額　77,101円未満	30,000円	29,400円
D2	～470万円	所得割課税額　97,000円未満		
D3	～640万円	所得割課税額　169,000円未満	42,500円	41,700円
D4	～740万円	所得割課税額　215,000円未満	50,000円	49,100円
D5	～930万円	所得割課税額　301,000円未満	61,000円	59,900円
D6	～1,020万円	所得割課税額　347,000円未満	66,500円	65,300円
D7	～1,130万円	所得割課税額　397,000円未満	80,000円	78,600円
D8	1,130万円～	所得割課税額　397,000円以上		

※4月1日現在の年齢により保育料を決定します。
（ただし、4月2日生まれの児童は誕生日の前日に2号認定に切り替わります。）

保育料（利用者負担額）軽減について

1.多子軽減
保護者と生計を一つにする就学前までの子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属をいう。）が2人以上いる場合、多子軽減の対象となります。就学前までの最年長の子どもから数えて2人目にあたる場合は半額、3人目以降は無料になります。ただし、所得割額が57,700円未満の世帯については、年齢制限を撤廃します。

2.ひとり親家庭などの要保護世帯等への軽減
市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、対象の子どもが保護者と生計を一にする者の中で最年長者（1人目）の場合は次の表の額、2人目以降にあたる場合は無料となります。

要保護世帯等保育料一覧表

階層	推定年収	定義	3歳未満児	
			標準時間	短時間
B	～260万円	住民税非課税世帯 （所得割非課税世帯も含む）	0円	0円
C	～330万円	所得割課税額　48,600円未満	9,000円	9,000円
D1	～400万円	所得割課税額　77,101円未満		
D2	～470万円	所得割課税額　97,000円未満	30,000円	29,400円

3.＜2019年10月から＞3歳以上児の負担額無償化
1号では満3歳以降、2号では3歳児以降の子どもにかかる保育料（利用者負担額）は無償となりました。

4.＜令和3年4月から＞多子世帯の保育料軽減支援事業の実施
名寄市では、「名寄(ここ)で育って、名寄(ここ)で育てて『よかった』といえるまちをめざして」令和3年4月から多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、0～2歳児の保育料の無償化を実施することとなりました。
制度の概要は、次のとおりです。
(1)対象施設
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、へき地保育所
(2)対象児童
以下のいずれにも該当する場合に対象となります。

- 4月1日時点で0歳～2歳の児童（3号認定児童）
- 保護者と同一生計の最年長者から数えて第2子以降であること
- 世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満※であること

※市町村民税所得割課税額は各種税額控除適用前の額となります。
例）寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除等
（3）保育料（利用者負担額）
上記（2）に該当する児童にかかる令和3年4月以降の保育料（利用者負担額）は無料となります。
（上記（2）に該当しない児童にかかる保育料は、従前のとおりです。）

2027 年度 名寄大谷認定こども園運営規定（案）

（事業所の名称等）

第 1 条 学校法人 名寄大谷学園が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称　名寄大谷認定こども園

（2）所在地　北海道名寄市西 5 条南 2 丁目 10 番地

（目的）

第 2 条 名寄大谷認定こども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、0 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 当園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して幼保連携型認定こども園を運営する。

（認可定員）

第 3 条 当園における、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定により認可された定員は次のとおりとする。

（1）1 号認定の子ども（教育標準時間の認定を受けた園児）　120人

（2）2 号認定の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満 3 歳以上の者）　30人

（3）3 号認定の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満 3 歳未満の者）　30人

合計定員数 180人

（利用定員）

第 4 条 当園における、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 31 条第 1 項の利用定員は次のとおりとする。

（1）法第 31 条第 1 項第 1 号の子ども（教育標準時間の認定を受けた園児）　30 人

（2）法第 31 条第 1 項第 2 号の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満 3 歳以上の者）　30人

（3）法第 31 条第 1 項第 3 号の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満 3 歳未満の者）　30人

合計利用定員数 90 人

（施設の運営方針）

第 5 条 当園は、健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健康な心身の基礎を養うものとする。

2 当園は、人への愛情や信頼感を育て、自立と共同の態度及び道徳性の芽生えを培うものとする。

3 当園は、自然などの身近な事象への興味を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うものとする。

4 当園は、日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うものとする。

5 当園は、多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするものとする。

6 当園は、快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図るものとする。

7 当園は、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年4月1日）、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する教育・保育等の内容）

第6条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行う。

（1）特定教育・保育（第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）
　第8条に規定する時間において、教育・保育を提供する。

（2）送迎
　園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る。）。

（3）食事の提供

（4）幼稚園型一時保育の実施
　保育者に余裕のある場合は、第1号の子ども及び当園に在園していない満1歳～就学前の乳幼児を対象とした、一般型の一時預かり保育を実施する。

（5）延長保育の実施
　当園在園児保護者の勤務・通勤時間の都合等、就業上やむを得ない状況により、第2号および第3号の子どもについて保育認定時間前後において保育時間の延長が必要な家庭への支援として、延長保育を実施する。

（6）その他教育・保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第7条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）その他の関係法令の定めるところに基づき、次のとおりとする。

（1）総合施設長　1名（理事長兼任）
　総合施設長は、所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（2）園長　1名（1号理事）
　総合施設長を助け、所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（3）副園長・教頭　1名以上
　園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、必要に応じ利用乳幼児の教育・保育をつかさどる。

（4）主幹保育教諭　2名（常勤専従）
　園長及び副園長・教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、地域の子育て支援活動に従事する。並びに利用乳幼児の教育・保育をつかさどる。

（5）保育教諭　10名以上

利用乳幼児の教育・保育をつかさどる。
(6) 園医　2名（内科医1名、歯科医1名）
(7) 事務員　1名以上
(8) 栄養士　1名（常勤専従）
(9) 調理員　1名以上
(10) 用務・運転手　1名以上
(11) その他

（教育・保育等を提供する日）
第8条　教育・保育等を提供する日は、概ね次のとおりとする。
(1) 法第31条第1項第1号の子ども
ア　学期
(ア) 第1学期　4月10日～7月18日
(イ) 第2学期　8月18日～12月25日
(ウ) 第3学期　1月15日～3月13日
イ　休園日
(ア) 土曜日、日曜日及び国民の休日
(イ) 夏季休園　7月19日～8月17日
(ウ) 冬季休園　12月26日～1月14日
(エ) 春季休園　4月1日～4月9日、2026年3月14日～3月31日
(2) 法第31条第1項第2号及び第3号の子ども
教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。
ア　休園日
(ア) 日曜日及び国民の休日
(イ) 年末年始休園　12月29日～1月4日

（教育・保育等を提供する時間）
第9条　教育・保育等を提供する時間は、次のとおりとする。
(1) 法第31条第1項第1号の子どもにかかる教育・保育時間
ア　教育時間　午前8時30分～午前11時30分（午前保育日）
午前8時30分～午後2時00分（午後保育日）
午前・午後保育日共に、教育時間には登降園にかかる時間も含まれる。
イ　一時預かり（幼稚園型）（在園児）　午前7時00分～午前8時30分
午前11時30分～午後7時00分（午前保育日）
午後2時00分～午後7時00分（午後保育日）
（未就園児）　午前8時30分～午後5時00分
(2) 法第31条第1項第2号および第3号の子どもに係る保育時間
ア　保育標準時間認定に係る保育時間
7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
イ　保育短時間認定に係る保育時間
9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
ウ　認定時間外における延長保育時間
上記以外の時間帯において、就労等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）
第10条　当園は、特定教育・保育を提供した際は、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年条例4月1日施行）により、支給認定保護者から、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額の支払を受けるものとする。
2　当園は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定教育・保育基準費用額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）第13条第2項に規定する額をいう。以下同じ。）の支払を受けるものとする。
3　当園は、前二項の支払を受けるほか、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条により別表1で定める。

（支給認定変更に関する事項）
第11条　当園に在籍する子どもの認定申請変更があった場合には、月単位での変更とする。
2　当園へ子どもの認定申請変更を行う場合には、異動となる日の2週間前までに必要書類を園に提出するものとする。
3　途中入園、退園の場合には、認定日により日割り計算を行うものとする。

（利用の開始に関する事項）
第12条　当園は、市町村による利用のあっせん、委託等があった場合には、これに応じるものとする。
2　利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に当園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく先行等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
3　前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。
4　当園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例を定める条例第7条により、できる限り協力する。

（利用の終了に関する事項）
第13条　当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1)利用乳幼児が小学校に就学したとき
(2)法第19条第1項第2号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(3)法第19条第1項第3号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(4)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第14条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、名寄市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った措置について記録するとともに、市に報告を行い事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 当園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、非常災害に備えて、同法第29条第1項の規定により消防計画等を作成し、防火管理者または下記・消防等についての責任者を定め、月1回以上の避難訓練及び年2回以上の消火訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び名寄市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第25条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。
この規定は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2017年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2018年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2019年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2020年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2021年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2023年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2025年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2026年4月1日から一部改正し施行する。

別表1

(実 費 に 係 る 利 用 者 負 担 金)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
1号認定こども 2号認定こども 3号認定こどもに関わる 特定保育料	国で定める公定価格に含まれていない ・入園時、進級に用意する名札・手帳等の道具代等 ・おむつ処理代・認定こども園保険料 ・保育料納付に係る振替手数料等	年額 2,000円 (5月に保育料と合わせて指定口座より振替。途中入園はその都度)	
1号認定子どもに係る給食費	当園では、専任の栄養士が子どもの成長を考え、偏った食にならないよう配慮した献立を作成し、自園完全給食による食育を実施しているため。	月額 2,750円 内 主食費 600円 副食費 2,150円 (週3回実施)	
1号認定子どもに係る給食費(新2号認定)	当園では、専任の栄養士が子どもの成長を考え、偏った食にならないよう配慮した献立を作成し、自園完全給食による食育を実施しているため。	月額 2,750円 内 主食費 600円 副食費 2,150円 (週3回実施)	月額 7,000円 内 主食費 1,500円 副食費 5,500円 (週5回及び長期休みに提供、副食費におやつ代含)
1号認定(満3歳)子どもに係る給食費	当園では、専任の栄養士が子どもの成長を考え、偏った食にならないよう配慮した献立を作成し、自園完全給食による食育を実施しているため。	金・土及び長期休み給食利用者 月額 7,000円 内 主食費 1,500円 副食費 5,500円	金・土(他午前保育日)や長期休みに給食利用なし 月額 3,500円 内 主食費 750円 副食費 2,750円
2号認定子どもに係る給食費	当園では自園完全給食を提供しているが、国で定める2号認定子どもの保育料に主食・副食費用は含まれていないため。	月額 7,000円 内 主食費 1,500円 副食費 5,500円 (週5回提供、副食費におやつ代含) ※土曜日給食利用者 月額7,500円 ※火～木のみ給食利用者 月額5,500円	
園バスによる送迎費	送迎により燃料費、車両減価償却費、運転手人件費等が発生するため。	1期(4月～7月):11,500円 2期(8月～11月):11,500円 3期(12月～3月):15,000円	

名寄大谷認定こども園

TEL　01654-2-2668、01654-8-7700

FAx　01654-8-7711

〒096-0015　北海道名寄市西５条南２丁目10番地

ホームページ　https://www.746ootani.jp/



2026年11月16日現在